

## 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、滋賀県福祉医療費助成制度の対象となる乳幼児、重度心身障害者(児)、65～74歳老人、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の福祉医療費ならびに滋賀県重度心身障害老人等福祉助成費助成制度の対象となる重度の心身障害の状態にある老人および母子家庭または父子家庭の児童を扶養する老人の福祉助成費の支払事務手数料の一部を助成するため、市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる範囲および補助率は別表に定めるところによる。

### (交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（様式1）の添付書類は次のとおりとする。なお、提出期限についてはその都度通知する。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金事業計画書 | 様式2 |
| (2) 収支予算書                 | 様式3 |

### (標準処理期間)

第4条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

### (交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業を途中で中止または廃止する場合は事前に知事の承認を受けること。
- (2) 事業内容を途中で変更しようとする場合は事前に知事の承認を受けること。

### (変更申請)

第6条 規則第8条に規定する補助金変更申請書（様式4）の添付書類は次のとおりとする。なお、提出期限についてはその都度通知する。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金事業変更計画書 | 様式2 |
| (2) 収支予算書                   | 様式3 |

### (実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助金実績報告書（様式5）の添付書類は次のとおりとする。なお、提出期限についてはその都度通知する。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 滋賀県福祉医療費支払手数料補助金実績報告書 | 様式2 |
|---------------------------|-----|

(2) 収支精算書

様式 3

(補助金の交付)

第 8 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 市町は、概算払いを受けようとするときは、別記様式 7 による請求書を知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第 9 条 補助金と補助事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別記様式 6 による調書および補助金に関する帳簿、その他関係書類を事業完了後 5 年間保管すること。

(電子情報処理組織による申請等)

第 10 条 市町は、第 3 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく変更申請、第 8 条の規定に基づく支払請求、第 7 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、昭和 51 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、昭和 58 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日より施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県福祉医療費支払手数料補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 8 年 8 月診療分から適用する。ただし、新要綱中父子家庭、ひとり暮らし寡婦および父子家庭の児童を扶養している老人に係る規定については、同年 10 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 10 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日より施行し、平成 12 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日より施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。ただし、新要綱中重度精神障害者（児）および重度の精神障害の状態にある老人に係る規定については、同年 8 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日より施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。ただし、新要綱中ひとり暮らし高齢寡婦に係る規定については、同年 8 月診療分から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。
- 2 改正後の滋賀県福祉医療費支払手数料補助金交付要綱に規定する会計区分については、平成 17 年度分の補助金に限り、平成 17 年 2 月診療分からとする。
- 3 改正前の滋賀県福祉医療費支払手数料補助金交付要綱中重度精神障害者（児）および重度の精神障害の状態にある老人に係る規定については、なお従前の例による。ただし、平成 17 年 7 月診療分までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。
- 2 改正後の滋賀県福祉医療費支払手数料補助金交付要綱に規定する会計区分については、平成 18 年度分の補助金に限り、平成 18 年 2 月診療分からとする。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の補助基本額については、同年 2 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の補助基本額については、同年 2 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の補助基本額については、同年 2 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の補助基本額については、同年 2 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日より施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の補助基本額については、同年 2 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 13 日より施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。た

だ

し、改正後の補助基本額については、平成 28 年 4 月診療分から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

## 補助金交付基準

補助金対象基準	補助基本額	会計区分	補助率
福祉医療費および福祉助成費の支払事務について、市町が払っている手数料1件を基準とする。	滋賀県国民健康保険団体連合会の定める単価および社会保険診療報酬支払基金の定める単価（オンラインによる情報提供の単価）	前年の12月から11月診療分まで ※請求遅延分については翌年度補助対象とする。	1 — 2